

公示

本競技会は社団法人日本自動車連盟(JAF)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際スポーツ法典ならびにそれに準拠した日本自動車連盟の国内競技規則に従い、かつ湘南ダートトライアルシリーズ共通規則及び本競技特別規則によりクロード競技として開催される。

- 第1条 競技会の名称 20 04湘南ダートトライアルシリーズ Vol 2
- 第2条 主催者 ラリーチーム オロンド(法論堂)
- 第3条 競技種目 四輪自動車におけるダートトライアル(クロード)
- 第4条 開催日 平成16年5月9日(日)
- 第5条 開催場所 大井松田コマツ特設会場  
神奈川県足柄上郡大井町篠窪
- 第6条 大会役員及び  
競技会役員
- |        |       |
|--------|-------|
| 組織委員長  | 清田 恵次 |
| 組織委員   | 吉井 良太 |
| 審査委員長  | 平井 幸紀 |
| 競技長    | 押保 浩  |
| コース委員長 | 小山 俊彦 |
| 計時委員長  | 角田 守  |
| 技術委員長  | 別府 拓也 |
| 事務局長   | 安達 正  |
- 第7条 参加車両
- (1) 2003年国内競技車両規則のラリー・スピード行事競技会車両規定に適合し、登録番号標付き車両で運輸省令道路運送車両の保安基準に適合した車両とする。
  - (2) 参加車両は競技運転者の責任において競技可能でなければならない。
- 第8条 競技運転者
- (1) 競技運転者は、有効な公安委員会発給の普通運転許可証以上を所持している事。
  - (2) 競技運転者は、主催クラブに所属する会員かイベント会員(競技会1日だけの会員)であること。
  - (3) 20歳未満の競技運転者は、参加申込に際し親権者の承諾を必要とし、申込書の所定の欄に署名、捺印を得ること。
- 第9条 参加料
- (1) 会員9,000円、イベント会員 10,000円、LDクラス 7,000円(以上弁当つき)、締め切り後当日まで 12,000円(弁当なし)
  - (2) 正式に参加受理後は返金しない。
  - (3) 受理されなかった者には事務手数料1,000円を引いて返還する。

- 第10条 参加申込及び  
受付期間
- (1) 所定の参加申込書及び車両申告書に必要事項を記入し、参加料を添えて大会事務局へ現金書留にて送付すること。
  - (2) 締め切り 5月2日 必着
- 第11条 大会事務局  
(参加申込及び連絡先)
- 〒243-0031 神奈川県厚木市戸室1-11-5 トップス内  
ラリーチーム オロンド事務局 TEL:080-3154-7781(安達)  
FAX:046-224-6673
- 第12条 クラス区分
- |        |  |
|--------|--|
| A-1クラス | 1400cc以下のA車両   |
| A-2クラス | 1400cc～1600cc以下のA車両  |
| A-3クラス | 1600cc～2500cc以下のA車両  |
| A-4クラス | 2500cc以上のA車両   |
| LDクラス  | 排気量制限なし  |
| RDクラス  | 排気量制限なし(後輪駆動)  |
| 旧車クラス  | 参加可能車種:CD5A・E38A・RNN14・BC5・BG8Z・ブルバード・ST185等の旧車4駆(BFMR・C73A等はA-3クラスとなります。) |
- 第13条 コース
- (1) コースは当日発表する。
  - (2) コースは徒歩で確認する時間を設ける。
- 第14条 公式通知
- 特別規則書に記載されない競技運営に関する実施細則及び指示項目は公式通知によって本部前に掲示される。
- 第15条 賞典
- (1) 各クラス1位～6位を原則とする。
  - (2) 賞は参加台数の30%を超えない範囲で変更することもある。
  - (3) その他、賞を設定する場合もある。
- 第16条  
タイムスケジュール
- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| ゲートオープン                 | 7:30      |
| 受付                      | 7:40～8:20 |
| ドライバーズブリーフィング           | 8:20～8:30 |
| 慣熟歩行                    | 8:30～9:10 |
| 車検及び慣熟走行                | 9:15～     |
| 競技開始                    | 慣熟走行終了後   |
| * 競技終了後時間があれば練習走行を行います。 |           |
- 第17条 補足
- ほこり等がひどい場合は住民に迷惑がかかるため散水を行う場合がある。散水は降雨扱いとし、クラスごとに中断散水することもあり得る。
- 第18条 付則
- 本特別規則書に記載されていない事項については、JAF国内競技規則及び湘南ダートトライアルシリーズ共通規則に準ずる。